平成２１年（フ）第４８８号
神奈川県相模原市当麻821番地６
債務者　海老原祐一（旧姓普川）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４８９号
神奈川県座間市東原３丁目４番65号　カルガモファミリーメゾン２Ｄ号
債務者　吉田千壽子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４９１号
神奈川県相模原市富士見５丁目６番11―303号
債務者　大藏　和枝
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４９８号
神奈川県相模原市下九沢1852番地４
債務者　笹原　和美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５１５号
神奈川県座間市相模が丘３丁目20番６号　ダイヤハイツ203号
債務者　森田　季子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５１７号
静岡県浜松市中区北田町135番地の12、前住所静岡県浜松市中区野口町140番地　コーポサンライズ６Ｆ・Ｓ号室
債務者　箕輪美貴子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６４６６号
大阪市鶴見区今津中４丁目３番４―711号
債務者　篠原　真理
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９０２号
大阪市淀川区加島４丁目19番２―722号
債務者　中山　幸恵
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２７４号
大阪府吹田市豊津町39番９号
債務者　齊木　孝明
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３０１号
大阪府豊中市豊南町東３丁目８番25―103号
債務者　岸田　元伯（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３１７号
大阪府箕面市箕面６丁目５番40―211号
債務者　景山　真一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４号
島根県浜田市下府町1006番地２　41
債務者　川端　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後２時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第９１号
島根県浜田市治和町ロ415番地１　３―322
債務者　新田　誠二
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後２時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第９２号
島根県浜田市治和町ロ415番地１　３―322
債務者　新田　富代
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後２時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第２１８５号
横浜市中区石川町５丁目232番地
債務者　森　　智恵
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部